

## 2 受検手数料（受検手数料は非課税です。ただし振込手数料などは課税対象です。）

受検級	年齢・在職・在校区分 (◎印が国・○印が県・☆印が国と県による減免対象)		受検手数料		
			実技試験	学科試験	計
特級・1級・ 単一等級	全年齢		18,200円	3,100円	21,300円
2級	23歳以上		18,200円	3,100円	21,300円
	23歳未満	在校生 注)5 ○	9,200円	3,100円	12,300円
		上記以外	18,200円	3,100円	21,300円
3級	23歳以上	在校生	12,100円	3,100円	15,200円
		上記以外	18,200円	3,100円	21,300円
	23歳未満	在職者 ◎	9,200円	3,100円	12,300円
		在校生 注)5 ☆	3,100円	3,100円	6,200円
		上記以外 ◎	13,700円	3,100円	16,800円

注) 1 「23歳未満の方」とは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 実技試験を実施する日が属する年度の4月1日において23歳に達していない方  
令和8年(2026年)4月1日において23歳に達していない方(平成15年(2003年)4月2日以降に生まれた方)  
※申請時に、本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、学生証等の写し等)を必ず添付してください。
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格を持って在留する者以外の方

注) 2 「23歳以上の方」とは、注) 1 以外の方です。

注) 3 「在職者」とは、受検申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者の方です。個人事業主の方は雇用保険の被保険者ではありません。

なお、確認のため、所属企業の在職証明等の提出を求める場合があります。

注) 4 「在校生」とは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生。ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方その他知事が別に定める方を除く。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校又は中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の生徒又は学生。
- (3) 上記(1)または(2)の在職者。

注) 5 長野県在住又は長野県内の学校等の在校生が対象となります。(県外の学校等の在校生の方は対象外となるため2級実技試験の受検手数料は18,200円、23歳未満の3級実技試験の受検手数料は7,600円となります。なお、23歳以上の3級実技試験の受検手数料は県内・県外を問わず12,100円となります。)

注) 6 技能五輪長野県地方大会(予選会)に参加する方の参加手数料は11ページを参照してください。

注) 7 受検手数料は、申請書を受理した後は、受検をしない(試験に欠席する)場合でも、返金を致しませんので、ご承知おき願います。